

介護保険 要介護・要支援 (新規・更新・変更) 認定申請書

鹿沼市長 宛
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

被 保 者	介護保険 被保険者番号				個人番号											
	医療 保 険	保険者名				保険者番号										
		記号				番号										
	フリガナ				生年月日				明・大・昭 年 月 日							
	氏 名				性 別				男 ・ 女							
	住 所				〒				電話番号 ()							
	前回の要介護 認定の結果		要介護状態区分 1 2 3 4 5				要支援状態区分 1 2									
			有効期限				年 月 日 から 年 月 日									
	変更申請 の理由															
	過去6月間の 介護保険施設 医療機関等 入院、入所 の有無		介護保険施設・医療機関等の名称等				年 月 日 ~ 年 月 日				入院理由					
		介護保険施設・医療機関等の名称等				年 月 日 ~ 年 月 日										
有 ・ 無		介護保険施設・医療機関等の名称等				年 月 日 ~ 年 月 日										

提 出 代 行 者	名 称	該当に○ (地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)									
	住 所	〒				電話番号 ()					

主 治 医	主治医 の氏名					医療機関名			
	所在地	〒				電話番号 ()			

第二号被保険者 (40歳から64歳 の医療保険加入者) のみ記入 なお、医療保険 も 必ず記入してください

特 定 疾 病 名										
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる認定情報・特記事項・主治医意見を、鹿沼市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人員その他市長が適当と認めるものに提示することに同意します。

○更新申請の場合、有効期間内に要介護認定を行うことができるようであれば、認定が申請日から30日を超えてしまっても認定結果が遅れる旨の通知を省略することに同意します。

本人署名 (代筆)

申請者 氏 名					被保険者との関係
申請者 住 所					
	電話番号 ()				

市 処 理 欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証受理	<input type="checkbox"/> 申請書入力	滞
	<input type="checkbox"/> 資格者証交付	<input type="checkbox"/> 意見書入力	有
	<input type="checkbox"/> 調査予定	月 日	無
	月 日	<input type="checkbox"/> 意見書依頼	無
	: 予定 在・施 新・継		

《 申請にあたっての注意事項 》

- 1 要介護認定が必要なサービスを希望される場合に申請してください。
- 2 主治医(かかりつけの医師)に、認定(新規・更新・変更)介護申請を行ったことを伝えてください。認定に必要な「意見書」の作成のため、主治医より診察を受けるよう指示がある場合があります。
- 3 第2号被保険者の方は、「医療保険被保険者証」をご持参ください。また、主治医欄には「特定疾病の治療を受けている医師」についてご記入ください。
- 4 申請後に市の「訪問調査員」が、認定に必要な「訪問調査」を行います。自宅などを訪問し、心身の状況や日常生活の聞き取り調査を行います。いつお伺いしたらよいか、申請後に予約しますので、日程のご確認をお願いします。
- 5 現在入院中の方については、症状が安定してからでないと、訪問調査ができませんので、申請時期について相談させていただく場合があります。ご了承ください。

《 変更申請にあたっての注意事項 》

- 1 介護保険の要介護度は、介護の必要の度合を示すものであるため、必ずしも病状の重い方が、「要介護度が高い」とは限りません。
※ 例えば、意思疎通ができない寝たきりの方より、ある程度身体の状態がしっかりした方のほうが、声かけやリハビリテーションが必要となるため、介護の必要量が多くなる場合があるからです。
このため、心身の状況が悪化した場合でも、要介護度が変更にならない場合や、要介護度が低くなる場合がありますので、ご承知おきください。
- 2 変更になった要介護度は、申請日にさかのぼって適用されますので、介護サービス計画の作成を「指定居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」に依頼している場合は、事業者にご連絡ください。
なお、要介護度が変更になった場合、申請日の翌月から自己負担額が変わる場合がありますので、ご注意ください。
- 3 有効期間満了日の「60日以内」に「要介護・要支援認定変更申請」をされた方で、認定結果(要介護度)に変更がなかった場合、「要介護・要支援更新認定申請」を行ったものとみなします。